

■松山市 I C T 関連企業の立地に関する奨励金■

I C T を活用して以下の事業を営む企業を支援します！

- (1) I o T、A I、ビッグデータの技術等を用いて行う事業
- (2) 研究開発・製作事業
- (3) クリエイティブ事業等の知的創造サービス事業

○対象産業（日本標準産業分類による産業）

- 通信業 ●情報サービス業 ●インターネット附随サービス業 ●映像・音声・文字情報制作業
- 学術・開発研究機関 ●デザイン業 ●広告業 ●機械設計業

○指定の要件

市内新設事業所の常用労働者：**2人**以上（転勤者を含む）

○支援内容

奨励金の種類	基準	期間等	上限	備考
初期投資に係る奨励金	改装工事や物品購入費の1/2	1年	250万円	5年間分割払
運営費に係る奨励金	土地、建物、設備等の賃借料、サービス利用料、通信回線利用料の1/2	3年	450万円	1年間の上限は150万円
雇用促進奨励金	正社員又は転勤者 55万円/人	3年	550万円	※転勤者は、市内に住民票を移した者

○奨励金申請手続きの流れ

事業所の新設の
検討

市より指定書の
交付

操業開始

市税納付後、
交付申請

市より交付決定
通知書の交付

- 事業計画、雇用計画等について、企業立地担当者と協議
- 指定申請書等の提出（操業開始の1月前まで）

- 操業開始報告書の提出（操業開始から30日以内）

- 申請時期は、担当者よりご案内します。
- 交付申請書等の提出、市による審査

- 請求書の提出

松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課 企業立地担当

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL: (089) 948-6549 FAX (089) 934-0113 mail:sangyou@city.matsuyama.ehime.jp

URL: <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shien/kigyoricchiguide.html>